

## マニュアル案 p20 までに対するご意見及び対応

A委員	<p>大筋はこれで合意します。 外部燃料の制限に疑問はありますが、温暖化防止のためということ強く打ち出すには、ご提案のところくらいになるのではと思います。</p> <p>吉川さんがまとめられたアンケートの8ページで、もうひとつケースとして、外部燃料をカウントしない場合も計算して、呈示してもらった方がよいのではないかと思います。</p> <p>それから、排ガス中NOxの触媒脱硝には、熱を使うのがダメというのは、気にかかります。例えば、ダイオキシン除去のために、バグを低温（150℃付近）で運転していて、その後、170℃くらいの低温触媒なら認めてもよいと思えます。</p> <p>白煙防止のための加熱と同じようなものなので、否定されるのはわかりますが、熱が使えるところが限られている以上、上記のような工夫は認められてもよいのではないかと思います。</p>	<p>提示いたします。</p> <p>以下のとおり、マニュアル案 p10に記載させていただきます。 「排ガス再加熱器(白煙防止等)及び脱硝用排ガス再加熱器に用いられる排ガス加温用の熱は大気に放出される状態を改善するものではあるが、地球温暖化対策上は他の手段を採ることが望ましいため、熱利用の対象用途としないものとする。」</p>
B委員	<p>マニュアルに入れる必要はないかもしれないが、委員会用に循環利用の対象とする部分 が分かり、分母をどの部分としているのかの 説明図を作ってほしい。</p>	<p>マニュアル p11-12 の熱利用 対象用途の表を、循環利用の 対象部分が分かりやすいよう に修正しました。</p>
C委員	<p>原案については特に意見はありません。手続 き関係の原案について意見交換をする予定 です。</p>	<p>—</p>
D委員	<p>バイオマス系の発電等を推奨しているので あれば、有価の廃棄物由来の燃料から、バイ オマス由来の木質系燃料や RDF はゼロ「0」 とすべきではないか。有価の扱いだけで分子 から「0.1」の係数をかけるのか、その考え 方を明確にすべきである。</p>	<p>本熱回収認定は、廃棄物によ る熱回収量を評価すべきと の考えから、バイオマスであ っても、有価で購入され投入 されるものは燃料として扱 うこととしています。</p>

	<p>「ガス化改質施設により得られた燃料ガスを場外で燃料として使用する場合は、廃棄物燃料の供給施設と考えられるので、熱回収施設として認定を受けることができない。」の表現は、場外で燃料として使用する場合でも場内で発電を行っている場合もあり、削除すべき。</p> <p>「廃棄物からエネルギーを可能な限り取り出すという観点から、燃料は極力少ないことが望ましく、安定燃焼や安定溶融を維持するために必要なものに限定し、廃棄物以外の外部燃料の総熱量が、投入エネルギー量の30%を超えないこととしている。」について、廃棄物からエネルギーを可能な限り取り出すという観点から、投入エネルギー量の30%を超えないこととする理由がわからない。</p> <p>「排ガス再加熱器(白煙防止等)及び脱硝用排ガス再加熱器に用いられる排ガス加温用の熱は大気に放出される状態を改善するものではあるが、地球温暖化対策上の熱利用とは異なるため、熱利用の対象用途としないものとする。」のうち、「地球温暖化対策上の熱利用とは異なる」について、より詳しい説明が必要。</p>	<p>以下のように修正いたします。「ガス化改質施設により得られた燃料ガスを場外で燃料として使用する場合は、廃棄物燃料の供給と考えられるので、<u>場外での当該燃料ガスの燃焼により得られる熱量は、熱回収率の算定対象に含めることはできない。</u>」</p> <p>文頭に、「<u>廃棄物を主として処理する施設において、</u>」を追記いたします。</p> <p>「<u>地球温暖化対策上は他の手段を採ることが望ましいため</u>」に修正いたします。</p>
E委員	<p>①・P8 「H 熱回収により得られる熱量からその熱の全部または一部を電気に変換した場合における当該変換される熱量を減じて得た熱量(単位 メガジュール)」とありますが、文面がわかりにくい。</p> <p>例えばボイラーで熱回収された熱量(100)から発電熱量(10)を引いた熱量(90)と読める。</p> <p>修正案「H 発電以外の熱利用量で、場内外の熱利用のほか、施設内で循環利用される総熱量をいう」</p>	<p>省令事項のため現状のままの表現で示させていただきますが、誤解のないように本マニュアルにてご趣旨のとおり解釈を示すこととします。</p>

	<p>② P10 (イ) 熱回収により・・・の解説文中に 排ガス再加熱器(白煙防止等)、脱硝用排ガス再加熱器が対象に入れない理由(排ガスの加温に使われた熱は大気に放出され、循環利用されないため)を明示するのが良いのでは?</p> <p>③ p12 (ウ) [a]廃棄物の総熱量(Iw) 「廃棄物の総熱量は・・・産業廃棄物処理施設にあっては毎月把握するものとする。」とありますが、把握するとは具体的にどうすることですか?</p> <p>④ P15 誤字修正 脱気機⇒ 脱気器</p>	<p>以下のとおり、マニュアル案 p10に記載させていただきます。</p> <p>「排ガス再加熱器(白煙防止等)及び脱硝用排ガス再加熱器に用いられる排ガス加温の熱は大気に放出される状態を改善するものではあるが、地球温暖化対策上は他の手段を採ることが望ましいため熱利用の対象用途としないものとする。」</p> <p>ごみピットに投入され、混合されたごみを代表的なごみとしてごみ質分析を行うことを指しています。</p> <p>修正します。</p>
--	--	---